

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年3月25日
【会社名】	株式会社メディネット
【英訳名】	MEDINET Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 CEO 木村 佳司
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目5番14号
【電話番号】	(045) 478-0041(代)
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO 原 大輔
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目5番14号
【電話番号】	(045) 478-0041(代)
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO 原 大輔
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,000,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)]

銘柄	株式会社メディネット第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
記名・無記名の別	記名式とし、新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金1,000,000,000円
各社債の金額(円)	金100,000,000円の一様
発行価額の総額(円)	金1,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円。 ただし、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率(%)	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	平成29年4月11日
償還の方法	1 償還金額 各社債の額面100円につき金100円 2 償還の方法及び期限 (1) 本社債は、平成29年4月11日にその総額を各社債の金額100円につき金100円で償還する。 (2) 当社は、社債権者の同意がない限り、本社債の全部または一部を、本項(1)に定めた日より前に償還してはならない。 (3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 3 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所) 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目5番14号 株式会社メディネット 本社
募集の方法	第三者割当の方法により、全額を東京海上日動火災保険株式会社に割当てる。
申込証拠金(円)	該当事項なし。
申込期間	平成22年4月12日
申込取扱場所	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目5番14号 株式会社メディネット 本社
払込期日	平成22年4月12日
振替機関	該当事項なし。
担保	本社債には物上担保及び保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約	該当事項なし。
取得格付	取得していない。

(注) 1. 本書にかかる新株予約権付社債を「本新株予約権付社債」といい、本新株予約権付社債に付された新株予約権及び社債をそれぞれ「本新株予約権」および「本社債」という。

2. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

3. 期限の利益喪失に関する特約

次に定めた期限の利益喪失の事実が発生したときは、本社債について期限の利益を失う。

(1) 当然喪失事由(通知等を要しない。)

当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始、その他これに類似する手続きの申立があった場合

当社が解散決議(合併の場合を除く。)をなし、または営業の廃止をなした場合

(2) 請求喪失事由(本社債権者の請求による。)

当社の本社債に基づく金銭の支払義務の不履行がおきた場合

本社債以外の当社の社債について期限の利益喪失があった場合

当社が社債以外の借入金債務について期限の利益を喪失した場合、但し、当該債務の合計額が5億円を超えない場合は、この限りではない。

当社の事業運営上不可欠な財産に対し差押え、仮差押え、保全差押え、または競売手続きの開始の申立があった場合

4. 本社債の社債権者に通知する場合の公告

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の方法によりこれを行う。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて本新株予約権付社債の社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

5. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債及び本社債と同一の種類の社債(以下「本種類の社債」という。)の社債権者集会は、一つの集会として開催される。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、本種類の社債の社債権者集会の日より少なくとも2週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を通知する。

(3) 本種類の社債の社債権者集会は、神奈川県においてこれを行う。

(4) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する本社債権者は、本種類の社債の社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。なお、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は本種類の社債の総額に算入しない。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式で権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株制度を採用していない。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使により新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社の普通株式を処分(以下、当社の普通株式の発行または処分を単に「交付」という。)する数は、行使する本新株予約権にかかる本社債の金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項(2)記載の転換価額(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項によって調整された場合は調整後転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額</p> <p>(1) 本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、その価額は当該本社債の金額と同額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使による交付株式数を算定するにあたり用いられる当社普通株式 1 株当たりの価額(以下、「転換価額」という。)は、当初20,100円とする。ただし、転換価額は本欄第 2 項および第 3 項の定めるところに従い調整されることがある。</p> <p>(3) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、別記「1 新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)、償還期限」欄の規定にかかわらず本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還の期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>2 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項(2) から までに掲げる各事項により当社の発行済普通株式数(以下、「当社普通株式数」という。)に変更または変更の可能性が生じる場合には、次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)により転換価額の調整を行う(以下、調整された後の転換価額を「調整後転換価額」、調整される前の転換価額を「調整前転換価額」という。)</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により本社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後転換価額の適用時期は、次に定めるところによる。</p> <p>時価(本項(3) に定義する。以下同じ)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合、または当社が存続会社となる合併もしくは当社が完全親会社となる株式交換により交付する場合を除く。)</p> <p>調整後転換価額は払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下、「普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割または無償割当てをする場合</p> <p>調整後転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合には当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。</p>
-----------------------	---

時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する旨の定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後転換価額は、発行される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で請求または行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権および新株予約権付社債の場合は、割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、普通株主に割当ての権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後転換価額は当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本項(2) から までの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2) から にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。なお、株式の交付については、「(注)3. 株式の交付方法」の規定を適用する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額により} \quad (\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 転換価額調整式の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用される時価は、調整後転換価額を適用する日（ただし、本項(2) の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

	<p>転換価額調整式で使用される既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項(2)の株式分割の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まない。</p> <p>(4) 本項(1)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には当社は、必要な調整を行う。</p> <p>株式併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>本号のほか、当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>3 本欄第2項により転換価額の調整を行うときは、当社はあらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前転換価額、調整後転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金1,000,000,000円</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項(2)記載の転換価額(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項および第3項によって転換価額が調整された場合は調整後転換価額)とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額及び資本準備金の額</p> <p>(1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は本項(1)記載の資本金等増加限度額から本項(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成22年4月13日から平成29年4月10日</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所 設置しない。</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし。</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本社債に付された本新株予約権を行使することはできないものとし、当社が本社債を買入れ当該本社債を消却した場合における当該本社債に付された新株予約権についても同様とする。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の取得事由は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 本新株予約権は、会社法第254条第2項及び第3項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、行使された当該本新株予約権にかかる本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の各社債の金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 本社債に付された新株予約権の数

各社債に付された新株予約権の数は1個とし、合計10個の新株予約権を発行する。

2. 新株予約権の行使請求の方法及び効力発生時期

(1) 本新株予約権の行使を請求しようとする社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使しようとする本新株予約権付社債を表示し、本新株予約権の数、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使請求期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に提出する。

(2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類を行使請求受付場所が受領した日に発生する。行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

3. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該行使にかかる本新株予約権に対し、当該新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

4. 本新株予約権の行使後第1回目の剰余金の配当

本新株予約権の行使により交付された当社普通株式に対する最初の剰余金の配当(会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。)については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された普通株式を、当該基準日において他の当社普通株式(当社が保有する当社普通株式を除く。)と同様に取り扱うものとする。

2【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項なし

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,000,000,000	5,000,000	995,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用のうち主なものは、弁護士・評価機関等への報酬、発行資料作成費用であります。

(2)【手取金の使途】

差引手取概算額995百万円については、新規技術の開発を中心とする研究開発費に500百万円、学術営業の展開・広報活動の推進のための販売費を中心とした運転資金に195百万円及び細胞加工施設増強・新設に伴う投資として300百万円を充当する予定です。

使途に関する具体的な内容は、以下の通りです。

1. 治療効果向上・治療選択肢拡充を実現する新規技術の開発

当社は、治療効果向上及び治療選択肢拡充に向けて、平成19年10月にはガンマ・デルタT細胞療法に係る技術、平成20年8月にはエレクトロポレーション法を用いた樹状細胞ワクチン療法に係る技術を実用化し、当社契約医療機関への提供を開始しました。今後も、現在開発中のNK細胞療法に係る技術の早期実用化を実現し、細胞加工に係るサービス・技術のメニューを充実することにより、免疫細胞療法の需要拡大、更なる競争力の強化を図ってまいります。そのための研究開発費として、今期以降の5年間で毎年400百万円～500百万円、総額2,000百万円程度の投資を行う予定です。

今回の調達資金では、各プロジェクトの進捗状況を鑑みながら、新規がん抗原蛋白の権利取得費用として100百万円、それをを用いたがんワクチン等の実用化に向けたGMPグレードのリコンビナント(遺伝子組み換え)蛋白質の作製委託費用として300百万円及びレギュラトリーT細胞特異的抗体のヒト抗体作製費用として100百万円を充当する予定です。

2. 医師・医療機関向け学術営業の展開及び一般向け広報活動の推進

当社は、医療チャネルの拡充に向け、患者の治療方法の選択プロセスにおいて実質的な決定力を有する医師・医療機関に対し、研究開発や臨床開発活動の成果に基づく訴求力の高い学術営業活動を展開するとともに、患者及び患者家族に向けた情報発信に努めてまいりました。今後もこれらの活動を継続し、需要の喚起と市場の顕在化を図る予定であり、今回の調達資金のうち、195百万円を学会セミナー等の開催、学術情報誌等の発刊、各種メディアやWebサイトを活用した患者向け情報提供施策の費用等の学術営業及び広報活動のための費用として充当する予定です。

3. 需要拡大に対応するための細胞加工施設の増強・新設

これまで推進してきた研究開発、学術営業活動及び広報活動の結果、当社の技術を用いた免疫細胞治療に対する需要は着実に増加しており、当社における細胞加工件数も増加しています。今後は上記1.の研究開発の成果を用いた更なる需要拡大に対応すべく、既存施設の最適化を図りながら、細胞加工施設(CPC)の増強を進めてまいります。特に地方主要都市に新たに開院された契約医療機関等において患者数の増加がみられており、今後3年間に1~3箇所の新たなCPCを設置するための設備投資資金として、今回の調達資金のうち300百万円を充当する予定です。なお、設備計画の内容については、「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりです。

具体的な使途	金額	支出予定時期
治療効果向上・治療選択肢拡充を実現する新規技術の開発費用	500百万円	平成22年5月から平成27年9月まで
医師・医療機関向け学術営業及び一般向け広報活動費用	195百万円	平成22年5月から平成22年12月まで
需要拡大に対応するための細胞加工施設の増強・新設	300百万円	平成22年9月から平成25年9月まで

(注) 1. 具体的な使途及び金額については、今後の状況の変化に応じて変更する可能性があります。

2. 上記資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等の安全性の高い金融商品にて運用してまいります。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	東京海上日動火災保険株式会社	
	本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	平成21年6月29日有価証券報告書提出 平成21年11月26日半期報告書提出	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式数	該当事項なし
		割当予定先が保有している当社の株式数	240株
	人事関係	該当事項なし	
	資金関係	該当事項なし	
	技術関係	該当事項なし	
取引関係	当社は当該会社と店舗総合保険及び企業費用・利益総合保険の契約を締結しております。また、当社連結子会社である株式会社医業経営研究所が、店舗総合保険の契約を締結しております。		

c. 割当予定先の選定理由

（募集の目的）

当社は現在、主力事業であるがんを対象疾患とした免疫細胞療法総合支援サービスを中心とする細胞医療支援事業に資源を集中し、がん免疫細胞治療技術に係る新規技術の開発及び臨床開発の促進並びに医療チャネル拡充に向けた学術営業活動を積極的に行い、がん免疫細胞療法に対する需要拡大及び業績拡大を図っております。その成果は着実に実を結びつつあり、この数年間で、免疫細胞に関する新規加工・培養技術の実用化を実現するとともに、当社の技術に基づき免疫細胞療法を実施する医療ネットワークの拡充を図ることで、細胞加工件数も着実に増加し、前事業年度の決算（平成21年9月期）において、当社は連結及び単体での黒字化を実現いたしました。

しかしながら、国内のがん患者数から想定されるがん免疫細胞療法の潜在的な市場と比較すると、顕在化した市場は未だ小規模であり、更なる需要の拡大が期待されます。今後は、治療方法の選択肢を拡充する新規技術の実用化を加速して競争力の強化を図り、それを積極的に広報することによって、がん免疫細胞療法の需要拡大と一層の業績拡大を目指してまいります。

この度の資金調達には、その目標達成に向けて、中長期における継続的な成長基盤の構築及び拡大する需要に対応する体制の確立により企業価値を向上させることを目的としております。

現在のわが国経済は、最悪期を脱しつつあるものの金融市場の低迷が継続しており、当社を含むバイオベンチャーを取り巻く環境も非常に厳しいものがあり、特に資金調達においては、長期安定資金を前倒して確保する必要があります。そのような中で、今回、資金調達及び信用力向上の観点から、国内損害保険業界のリーディングカンパニーである東京海上日動火災保険株式会社に対して本新株予約権付社債の発行を行うものであります。なお、本新株予約権が全て株式に転換された場合は、約8%の株式の希薄化が生じますが、この度の資金調達により得る手取金を原資とした事業活動により将来的な当社の企業価値を向上させることで、既存株主にも価値があるものと考えております。

（割当予定先の選定理由）

東京海上グループは国内最大級の保険会社グループとして「お客様をがんからお守りする運動」を展開し、がん保険商品の提供やがん患者向けの専用相談サービス等のサポートを行っています。また、東京海上日動火災保険株式会社はその強固な財務基盤をベースに、国内の大手機関投資家として、新興市場をはじめとする成長企業への投資にも取り組んでいます。

一方、当社としても、世界的な経済・金融市場の混乱の影響で資金調達環境が著しく悪化している現状に鑑み、安定的な資金を早めに確保したいというニーズを持っておりました。そのような中で日本を代表する金融グループからの出資を受けることでトータルな信用力が強化されることや、これを契機に今後、がん治療分野での連携の可能性を含めて、当社の企業価値の向上に繋がる中長期的な経営支援を得られる見込みがあることから、東京海上日動火災保険株式会社を割当予定先として選定いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

49,751株

e．株券等の保有方針

割当予定先は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の行使により取得する株式について、原則として中長期的に保有する方針とっております。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、東京海上日動火災保険株式会社が平成21年11月26日付で提出している半期報告書により、同社が本新株予約権付社債の払込みに要する現預金その他の流動資産を保有していることを確認しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先は、上場企業である東京海上ホールディングス株式会社の中核企業であり、当社としては、特定団体等との関係がうかがわせる事実は存在しないと考えております。また、当社は、東京海上グループが「東京海上グループ コンプライアンス行動規範」（平成21年7月1日改正版）を定めることにより、特定団体等に対しては、グループを挙げて毅然とした態度で取り組んでいることを確認しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

また、本新株予約権については、当社の事前の書面による承諾なしに第三者への譲渡、貸与、質入れその他の一切の処分ができないものとする、払込期日から6ヶ月を経過するまでの間において、事前の書面による承諾を得た場合を除き、本新株予約権の行使により取得した当社株式については、第三者への譲渡、貸与、質入れその他の一切の処分をしてはならないものとする、かかる6ヶ月の期間が経過した日以降、払込期日から2年を経過する日までの間において譲渡、貸与、質入れその他一切の処分をする場合には、その旨を当社に事前に報告することの確約を割当予定先に依頼する予定です。

3【発行条件に関する事項】

当社は、本社債の発行価額は各社債の金額100円につき金100円、本新株予約権の発行価額は無償とし、本新株予約権付社債の転換価額は、本新株予約権付社債の発行に係る取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（21,360円）を参考として、20,100円（当該終値に対して5.9%のディスカウント）といたしました。

当社は、本社債及び本新株予約権を発行することによる当社の経済的利益、本社債の利率、本社債及び本新株予約権の理論価値、割当予定先が経済的利益を享受できる可能性並びに企業価値向上の蓋然性等を定量的、定性的に十分に総合的に検討した結果、下記評価報告書も考慮の上、本新株予約権付社債の発行条件は合理的であると判断いたしました。

また、当社は、独立した第三者機関である株式会社赤坂国際会計に本新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、本新株予約権付社債の評価報告書（以下「評価報告書」といいます。）を受領いたしました。株式会社赤坂国際会計は、一定の前提（新株予約権の条件、当社株式の株価及びボラティリティ、クレジットスプレッド等）の下、一般的な株式オプション価格算定モデルである二項モデルを用いて本新株予約権の公正価値を算定しております。その上で、当社は、評価報告書に基づく本社債に本新株予約権を付することによって当社が得ることのできる経済的利益すなわち本新株予約権の実質的な対価と評価報告書に基づく本新株予約権の公正価値とを比較し、本新株予約権の実質的な対価と当該価値とが概ね均衡しているといえることから、本新株予約権付社債の発行が有利発行ではないと判断いたしました。

なお、当社の監査役3名全員からは、評価報告書に基づく本新株予約権の実質的な対価と評価報告書に基づく本新株予約権の公正価値とを比較し、本新株予約権の実質的な対価と当該価値とが概ね均衡しているといえることから、本新株予約権付社債の発行が有利発行ではなく適法である旨の意見を得ております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
木村佳司	千葉県浦安市	109,264	17.47%	109,264	16.18%

東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1 - 2 - 1	240	0.04%	49,991	7.40%
有限会社江川ホールディング	東京都世田谷区上用賀3 - 1 - 11	48,000	7.67%	48,000	7.11%
有限会社ヨシジキムラエ ンタープライズ	千葉県浦安市入船3 - 68 - 5	44,000	7.03%	44,000	6.52%
江川滉二	東京都世田谷区	14,750	2.36%	14,750	2.18%
東京中小企業投資事業有 限責任組合	東京都渋谷区渋谷3 - 29 - 22	8,023	1.28%	8,023	1.19%
後藤重則	東京都目黒区	7,485	1.20%	7,485	1.11%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1 - 4	5,752	0.92%	5,752	0.85%
吉田道雄	東京都町田市	5,200	0.83%	5,200	0.77%
野口活夫	神奈川県横浜市青葉区	4,824	0.77%	4,824	0.71%
計	-	247,538	39.57%	297,289	44.02%

(注) 1. 平成21年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成21年9月30日現在の発行済株式数をもとに、本社債を全て転換した場合の株式を加えて算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし

第2【統合財務情報】

該当事項なし

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項なし

第三部【追完情報】

1 設備計画の変更

組込情報である有価証券報告書(第14期事業年度)に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画(1) 重要な設備の新設」は、当有価証券届出書提出日(平成22年3月25日)現在、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社	細胞医療センター (未定)	細胞加工設備 及び研究施設	1,941	-	増資資金及び 自己資金	平成23年 1月	平成24年 6月	600%増加
当社	CPC (未定)	細胞加工設備	600	-	増資資金及び 自己資金	平成22年 9月	平成25年 9月	60%増加

(注) 金額には消費税等は含まれておりません。

2 資本金の増減

組込情報である有価証券報告書(第14期事業年度)に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(4) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、当該有価証券報告書提出日以降、当有価証券届出書提出日までに次のとおり増加しております。

平成21年9月30日現在の資本金	増加額	平成22年3月25日現在の資本金
2,521,487千円	58,047千円	2,579,535千円

(注) 増加額は、平成21年10月の新株予約権の行使(7千株)によるものであります。

3 事業等のリスク

組込情報である有価証券報告書(第14期事業年度)に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日以降、当有価証券届出書提出日(平成22年3月25日)までの間において変更(追加)が生じたため、以下の項目を追加いたします。

なお、文中の将来に関する事項は、当有価証券届出書提出日現在において当社が判断したものであります。また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、当有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないものと判断しております。

株式価値の希薄化

当社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数49,751株(議決権の数49,751個)は、当該新株予約権付社債の発行前(平成22年3月25日現在)の発行済株式総数632,600株(議決権の数632,600個)の7.86%(議決権ベース)となり、当該社債に付された新株予約権の行使により1株当たりの株式価値の希薄化が生じる可能性があります。なお、本新株予約権の全てが行使された場合であっても支配株主の異動が見込まれるものではありません。また、本社債の転換価額には、いわゆるMSCB等に該当するような修正条項を付しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第14期)	自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日	平成21年12月22日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第15期 第1四半期)	自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日	平成22年2月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき当有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月12日

株式会社メディネット
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江島 智 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 均 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディネットの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メディネット及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年12月21日

株式会社メディネット
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江島 智 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井 均 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディネットの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディネット及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社メディネットの平成21年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社メディネットが平成21年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月9日

株式会社メディネット
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江島 智 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 均 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディネットの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メディネット及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年12月19日

株式会社メディネット
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江島 智 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	工藤 雄一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディネットの平成19年10月1日から平成20年9月30日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディネットの平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年12月21日

株式会社メディネット
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江島 智 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井 均 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディネットの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディネットの平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。